

第73期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2020年6月23日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

開催
場所

滋賀県彦根市宮田町591番地1
当社 本店 ビッグウイングホール

書面およびインターネットによる議決権行使期限
2020年6月22日(月曜日)午後5時まで

フジテック株式会社

証券コード:6406

目次

■株主総会招集ご通知	・・・1
■株主総会参考書類	・・・5
【会社提案】	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	
【株主提案】	
第4号議案 定款一部変更 (自己株式の消却)の件	
第5号議案 自己株式の消却の件	
■事業報告	・・・20
■連結計算書類	・・・46
■計算書類	・・・48
■監査報告書	・・・50
●株主総会会場ご案内図	

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の予防措置として、株主総会へのご出席の際は、ご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
また、株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

証券コード 6406
2020年6月1日

株 主 各 位

滋賀県彦根市宮田町591番地1
フジテック株式会社
代表取締役社長 内山高一

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」（5頁～19頁）をご検討くださいますと、「議決権行使についてのご案内」（3頁）をご高覧のうえ、2020年6月22日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 滋賀県彦根市宮田町591番地1
当社 本店ビッグウイングホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第73期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

【会社提案】

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

【株主提案】

- 第4号議案 定款一部変更（自己株式の消却）の件
- 第5号議案 自己株式の消却の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujitec.co.jp/ir>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。

- ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
- ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております事業報告は、監査役が監査報告の作成に際して監査した事業報告の一部であり、また、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

以 上

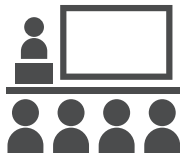
-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主様でない代理人および同伴の方など、株主様以外の方は総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujitec.co.jp/ir>) に掲載させていただきます。
 - ◎ 当日は節電の取組みとして、当社役員および係員はクールビズにて対応させていただきますのでご了承ください。
株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使 についてのご案内

5頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2020年6月23日(火曜日)

午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2020年6月22日(月曜日)
午後5時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2020年6月22日(月曜日)
午後5時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2020年6月22日(月曜日)
午後5時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほか、あらかじめお申し込みされた場合に限り、株式会社CJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

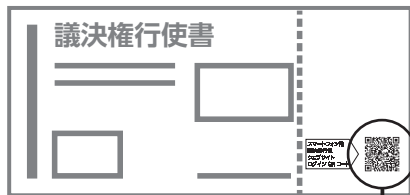
株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について  **0120-652-031** (9:00~21:00)

その他のご照会  **0120-782-031** (平日9:00~17:00)

「スマート行使」によるご行使

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする



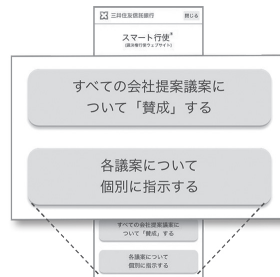
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

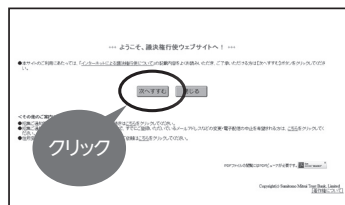
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが下記の「パソコン等によるご行使」をご参照いただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

パソコン等によるご行使

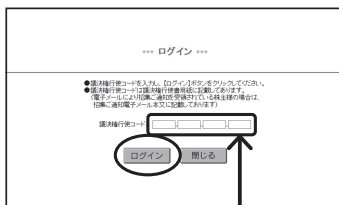
①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



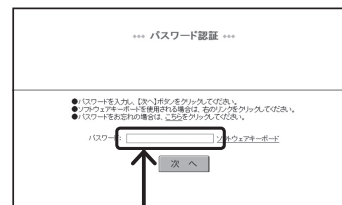
②ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

【会社提案（第1号議案から第3号議案まで）】

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は利益配分に関して、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを経営の最重要課題と捉えつつ、企業基盤の長期的安定を図るための内部留保とのバランスを考慮した適切な配分を行うことを基本方針としています。

期末配当金につきましては、当事業年度の連結業績を勘案し、1株当たり30円とさせていただきたいと存じます。これにより、年間配当金は、中間配当金1株当たり20円と合わせ、1株当たり50円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金30円 総額2,432,456,370円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月24日（水曜日）

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

(ご参考) 取締役の構成[2020年6月23日以降の予定]

取締役候補者の企業経営の経験および知見等は以下のとおりです。

候補者 番号	氏名	地位	独立性 (社外のみ)	企業経営の経験および知見等 (要点)					
				企業経営		知見等			
				国内 事業	グローバ ル事業	経済 政策	財務・ 会計	企業 法務	I R
1	うちやま たかかず 内山 高一 再任	代表取締役 執行役員社長		●	●				●
2	おかだ たかお 岡田 隆夫 再任	代表取締役 執行役員副社 長		●	●				
3	かとう よしいち 加藤 義一 再任	取締役 専務執行役員			●		●		●
4	あさの たかし 浅野 隆史 再任	取締役 専務執行役員		●	●				
5	さえき てるみち 佐伯 照道 再任	取締役	●	●		●		●	
6	すぎた のぶき 杉田 伸樹 再任	取締役	●			●			
7	やまぞえ しげる 山添 茂 再任	取締役	●	●	●		●		
8	えんどう くにお 遠藤 邦夫 再任	取締役	●	●	●		●		
9	やまひら けいこ 山平 恵子 再任 女性	取締役	●	●					●

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
1	うち やま たか かず 内 山 高 一 (1951年7月16日生)	1976年4月 当社入社 1978年12月 当社取締役 1981年12月 当社常務取締役 1989年11月 当社専務取締役 1992年6月 当社代表取締役副社長 2000年6月 当社代表取締役会長 2002年6月 当社代表取締役社長、現在に至る 2005年7月 当社執行役員社長、現在に至る 2010年4月 当社グローバル事業本部長、現在 に至る 2016年4月 当社東アジア担当兼務、現在に至る 2016年10月 当社国内事業本部長 2019年4月 当社北米担当兼務、現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ウチヤマ・インターナショナル 代表取締役社長	331,368株
【取締役候補者とした理由】 当社の米州等子会社の経営のほか、日本国内外事業経営の統括などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。			
(注) 内山高一氏は、株式会社ウチヤマ・インターナショナル代表取締役社長であり、同社と当社との間には、建物の賃貸借の取引関係があり、当社第73期事業年度における取引高は「第73期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」19頁「関連当事者との取引に関する注記」に記載のとおりであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	おか だ たか お 岡田隆夫 (1954年2月4日生)	1976年4月 当社入社 2007年4月 当社執行役員 2009年4月 当社常務執行役員 2012年4月 当社専務執行役員 2012年4月 当社国内事業本部副事業本部長 2012年6月 当社取締役、現在に至る 2015年1月 当社グローバルオペレーション本部副本部長 2015年10月 当社中国担当兼務、現在に至る 2016年4月 当社子会社富士達電梯配件（上海）有限公司総経理兼務 2016年4月 当社グローバル事業本部副事業本部長兼グローバルオペレーション本部長兼務、現在に至る 2020年4月 当社執行役員副社長兼国内事業本部長兼務、現在に至る	22,733株
【取締役候補者とした理由】 当社の東アジア子会社の経営のほか、日本国内外事業経営の統括などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。			
(注) 岡田隆夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	かとう よし いち 加藤 義 一 (1954年5月9日生)	1977年4月 当社入社 2011年4月 当社執行役員、財務本部副本部長 2012年4月 当社財務本部長、現在に至る 2012年6月 当社子会社フジテック アメリカ INC.取締役兼務、現在に至る 当社子会社富士達股份有限公司 董事兼務、現在に至る 2013年4月 当社常務執行役員 2017年4月 当社専務執行役員、現在に至る 2017年6月 当社取締役、現在に至る	11,883株
【取締役候補者とした理由】 当社の米州、東アジア子会社の経営のほか、日本国内外事業の財務統括などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。			
(注) 加藤義一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。			
4	あさ の たか し 浅野 隆 史 (1954年3月11日生)	1977年4月 当社入社 2012年4月 当社執行役員、当社子会社 フジテック アメリカ INC.副社長 2012年10月 当社商品開発本部長、現在に至る 2013年4月 当社常務執行役員 2013年10月 当社子会社上海富士達電梯研 究有限公司総経理兼務、現在に至る 2017年4月 当社専務執行役員、現在に至る 2017年6月 当社取締役、現在に至る	8,483株
【取締役候補者とした理由】 当社の米州、東アジア子会社の経営のほか、日本国内外商品開発の統括などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。			
(注) 浅野隆史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	さ え き て る みち 佐 伯 照 道 (1942年12月28日生)	1968年4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 1973年7月 八代・佐伯・西垣法律事務所 （現北浜法律事務所・外国法共同 事業）設立、パートナー弁護士、 現在に至る 2002年4月 大阪弁護士会会長、日本弁護士連 合会副会長、近畿弁護士連合会理 事長 2004年4月 国立大学法人京都大学監事 2005年10月 大阪府入札監視委員会委員長 2006年6月 グローリー株式会社取締役 2009年6月 当社監査役 2010年6月 岩井コスモホールディングス 株式会社社外取締役、現在に至る 2012年6月 ワタベウェディング株式会社 社外監査役、現在に至る 2014年6月 当社取締役、現在に至る 2016年3月 東洋ゴム工業株式会社（現 TOYO TIRE株式会社）社外監 査役 （重要な兼職の状況） 北浜法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 岩井コスモホールディングス株式会社 社外取締役 ワタベウェディング株式会社 社外監査役	5,875株
【社外取締役候補者とした理由】 長年にわたって弁護士として企業法務等に携わられ、また、社外役員を歴任され、培われた知見を活かして、今後とも、当社の経営に有益な提言、助言をいただけるものと判断しています。			

- (注) 1. 佐伯照道氏は社外取締役候補者であります。
2. 同氏の当社取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。
3. 同氏は、北浜法律事務所・外国法共同事業のパートナー弁護士であり、当社は同事務所に個別事案の法律事務等を委託していますが、当社第73期事業年度における同事務所に対する支払報酬の総額は1百万円であります。
4. 同氏は、ワタベウェディング株式会社の社外監査役であり、同社の重要な子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および不動産賃貸借の取引関係があり、当社第73期事業年度における当該子会社向け売上高は7百万円であり、当該子会社向け支払高は1百万円未満であります。
5. 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員となります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	すぎ た のぶ き 杉 田 伸 樹 (1954年8月9日生)	1977年4月 経済企画庁採用（総合計画局 計画課） 1995年6月 経済企画庁長官官房企画課 広報室長 2001年7月 岐阜県理事（岐阜県産業経済振興 センター理事長） 2005年8月 外務省大臣官房審議官（経済協力 局担当、国際協力局担当） 2009年8月 名古屋大学経済学部教授 2012年9月 国土交通省政策統括官（政策評価、 物流政策担当） 2013年6月 内閣府経済社会総合研究所長 2014年4月 法政大学政策創造研究科教授 2015年4月 立命館大学経済学部教授 2017年6月 当社取締役、現在に至る 2020年4月 立命館大学経済学部特別任用教 授、現在に至る (重要な兼職の状況) 立命館大学経済学部 特別任用教授	1,160株
【社外取締役候補者とした理由】 長年にわたって、経済学等の大学教授、経済関連省庁等の要職を歴任され、培われた豊富な知見を活かして、今後とも、当社の経営に有益な提言、助言をいただけるものと判断しています。なお、杉田伸樹氏は過去に会社の経営に関与したことがありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しています。			
(注) 1. 杉田伸樹氏は社外取締役候補者であります。 2. 同氏の当社取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。 3. 同氏は、学校法人立命館が運営する立命館大学の特別任用教授であり、同法人が単独で出資する事業会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注の取引関係があり、当社第73期事業年度における同社向け売上高は3百万円であります。 4. 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	やま ぞえ しげる 山 添 茂 (1955年8月11日生)	1978年4月 丸紅株式会社入社 2006年4月 同社執行役員 2009年4月 同社常務執行役員 2010年6月 同社取締役常務執行役員 2012年4月 同社取締役専務執行役員 2015年4月 同社取締役副社長執行役員 2018年4月 同社取締役副会長 2018年6月 同社副会長 2018年6月 当社取締役、現在に至る 2019年4月 みずほキャピタルパートナーズ株式会社社外監査役、現在に至る 2020年4月 丸紅パワー&インフラシステムズ株式会社会長、現在に至る (重要な兼職の状況) みずほキャピタルパートナーズ株式会社 社外監査役 丸紅パワー&インフラシステムズ株式会社 会長	1,502株
【社外取締役候補者とした理由】 長年にわたって、総合商社の経営全般、グローバルな事業経営に携わられ、培われた豊富な知見を活かして、今後とも、当社の経営に有益な提言、助言をいただけるものと判断しています。			
(注) 1. 山添茂氏は社外取締役候補者であります。 2. 同氏の当社取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。 3. 同氏は、丸紅パワー&インフラシステムズ株式会社の会長であり、同社の親会社である丸紅株式会社の重要な子会社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および不動産賃貸借等の取引関係があり、当社第73期事業年度における当該子会社向け売上高は3百万円であり、当該子会社向け支払高は71百万円であります。 4. 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	えん どう くに お 遠藤 邦夫 (1957年8月23日生)	1981年4月 本田技研工業株式会社入社 2006年4月 同社事業管理本部財務部長 2007年4月 同社事業管理本部経理部長 2010年11月 アメリカンホンダファイナンス・ コーポレーション取締役社長 兼ホンダカナダファイナンス・ インコーポレーテッド取締役社長 2013年6月 本田技研工業株式会社監査役(常勤) 2017年6月 同 退任 2019年6月 当社取締役、現在に至る	290株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 長年にわたってグローバルに事業展開する企業の財務、経理等の要職ならびに取締役・監査役を歴任され、培われた豊富な知見を活かして、今後とも、当社の経営に有益な提言、助言をいただけるものと判断しています。</p>			
<p>(注) 1. 遠藤邦夫氏は社外取締役候補者であります。 2. 同氏の当社取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。 3. 遠藤邦夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。 4. 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	やま ひら けい こ 山 平 恵 子 (1960年11月30日生)	1983年4月 クボタハウス株式会社(現サンヨーホームズ株式会社)入社 2010年4月 三洋ホームズ株式会社(現サンヨーホームズ株式会社)執行役員 2011年6月 同社取締役常務執行役員 2012年6月 三洋リフォーム株式会社(現サンヨーリフォーム株式会社)取締役兼務 2013年6月 サンヨーホームズ株式会社取締役専務執行役員兼サンアドバンス株式会社取締役兼サンヨーホームズコミュニティ株式会社取締役 2015年6月 サンヨーホームズ株式会社取締役社長執行役員 2017年4月 サンヨーホームズコミュニティ株式会社代表取締役会長 2019年4月 上新電機株式会社顧問 2019年6月 同社社外取締役、現在に至る 2019年6月 当社取締役、現在に至る (重要な兼職の状況) 上新電機株式会社 社外取締役	116株

【社外取締役候補者とした理由】

長年にわたって建設関連事業企業の執行役員、取締役を歴任され、培われた豊富な知見を活かして、今後とも、当社の経営に有益な提言、助言をいただけるものと判断しています。

- (注) 1. 山平恵子氏は社外取締役候補者であります。
2. 同氏の当社取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。
3. 同氏は、上新電機株式会社の社外取締役を現任されており、当社は同社の株式24千株を所有しています。また、同社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および事務用品購入等の取引関係があり、当社第73期事業年度における同社向け売上高は112百万円であり、同社向け支払高は1百万円未満であります。
4. 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員となります。

(注) 各候補者の所有する当社株式の数には、2020年3月31日現在の当社役員持株会における本人の持分が含まれています。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 井上治男、池田辰夫の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	※ う つ の み や や す お 字 都 宮 靖 雄 (1952年2月6日生)	1976年3月 九州大学法学部卒業 1976年4月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社 2002年3月 同社退社 2002年4月 当社入社 2011年4月 当社執行役員総務本部長 2012年6月 当社子会社フジテックマイスター株式会社取締役、現在に至る 2016年4月 当社常務執行役員 2020年4月 当社参与、現在に至る	17,811株
【監査役候補者とした理由】 当社の子会社経営のほか、執行役員として総務・人事・法務等経営管理などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。			
(注) 1. 宇都宮靖雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。 2. 同氏の所有する当社株式の数には、当社従業員持株会における本人の持分が含まれています。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	い け だ た つ お 池 田 辰 夫 (1952年1月6日生)	1978年4月 神戸地方裁判所判事補 1982年3月 大阪大学法学部助教授 1992年11月 同学法学部教授 1995年2月 九州大学大学院博士(法学) 2004年4月 大阪大学大学院高等司法研究科教授 2005年11月 弁護士登録、現在に至る 北浜法律事務所オブカウンセル、 現在に至る 2016年6月 当社監査役、現在に至る (重要な兼職の状況) 北浜法律事務所 オブカウンセル	266株
【社外監査役候補者とした理由】 長年にわたって法学教授、弁護士等に携わられ、培われた知見を活かして、今後とも、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。			
(注) 1. 池田辰夫氏は社外監査役候補者であります。 2. 同氏は、北浜法律事務所オブカウンセルであり、当社は同事務所に個別事案の法律事務等を委託していますが、当社第73期事業年度における同事務所に対する支払報酬の総額は1百万円であります。 3. 同氏の所有する当社株式の数には、当社役員持株会における本人の持分が含まれて います。 4. 同氏の当社監査役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。 5. 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任 され就任した場合、引き続き独立役員となります。			

(注) ※印は新任候補者であります。

【株主提案（第4号議案から第5号議案まで）】

第4号議案及び第5号議案は、株主からのご提案によるものであります。

なお、以下では、議案の件名、その要領及び提案理由を、株主からのご提案に記載の原文のまま記載しております。

第4号議案 定款一部変更（自己株式の消却）の件**(1) 議案の要領**

定款「第3章 株主総会」の章に、第11条として、以下の条文を新設し、現行定款第11条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

第11条 株主総会は、会社法に定める事項の外、自己株式の消却（消却する自己株式の種類及び種類ごとの数を含む）に関する事項について決議することができる。

(2) 提案の理由

当社は2018年に370万株の自己株式を消却しましたが、依然として約900万株もの自己株式を過剰に保有しており、これは発行済株式総数の9.98%に相当します。自己株式の用途としてはM&A取引等が考えられますが、近い将来において当社にそのような明確な計画はありません。経営陣により自己株式消却の決定が行われれば、当社経営陣が資本構造及び企業価値の向上に注力しているとして、株主にとって安心材料となり、当社の資本コストの削減及び企業価値の向上という循環につながります。

自己株式の保有は当社の成長可能性を阻害する一方で、自己株式の消却は、当社に何らの悪影響を与えることなく企業価値の向上を可能とするものです。経営陣がかかる決定を行わない以上、オアシスは、自己株式消却の判断を株主に委ねるべく、定款変更を行うことを提案します。オアシスは、全株主に対し、この提案への支持をもって、当社経営陣に対するメッセージとすることを推奨します。

<株主提案に対する取締役会の意見>

本議案に反対いたします。

当社としては、自己株式の保有・消却については、中長期的な資本政策検討の中で議論していく必要があると考えており、今後の経営戦略との整合性も加味しながら、将来的な資金調達やM&A等、機動的な資本政策への活用等も含め検討していく方針です。

従い、自己株式の消却を含む資本政策については、株主総会の決議事項ではなく、会社法の定めに従い、取締役会で決議することが、中長期的な経営戦略を踏まえた資本政策への活用等を可能とし、結果的に企業価値の向上に資すると考えております。

第5号議案 自己株式の消却の件

(1) 議案の要領

議案4が承認可決されることを条件として、保有する自己株式の全てを消却する。

(2) 提案の理由

議案4と同じ。

<株主提案に対する取締役会の意見>

本議案に反対いたします。

第4号議案に対する取締役会の意見においても記載した自己株式の保有・消却については、当社にて今般検討した結果、現時点での自己株式消却は不要と判断しました。

なお、自己株式を事業投資に活用する場合は、中長期にわたる持続的利益成長につながる事業投資であるか否か多面的に検討し、株主共通の利益に資すると判断した場合に実行してまいります。

以上

添付書類

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

① 経営環境と事業展開

当連結会計年度の世界経済は、米中通商問題などが継続する中、総じて緩やかな回復が続きましたが、本年に入り、世界的に新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、厳しい経済環境へと一変しました。感染症の影響により、中国やその他のアジア地域では、景気が下押しされ、米国でも景気が大きく減速しました。

日本では、個人消費の持ち直しや設備投資の増加によって緩やかな回復が見られましたが、年度終盤から感染症の影響により急速に景気が悪化しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行拡大は、年明け以降であるため、当連結会計年度の経営成績に与える影響は限定的でした。

昇降機業界におきましては、中国では、価格競争は継続する中、台数ベースでの需要は堅調に増加し、その他の地域では総じて市場は安定して推移しました。日本では、ホテルや事務所向けの需要が伸びましたが、マンションや店舗向けは低調に推移しました。

このような情勢のもと、当期の国内市場は、新設事業では、ホテル、マンション向けの受注が堅調に推移する一方で、店舗向けが減少し、事務所向けでは前期の大型案件の反動減となったため、新設受注は減少しました。また、保守・サービス事業は増加したものの、既設のエレベータやエスカレータの安全性・快適性・デザイン性を向上させるモダン化工場の受注は、微減となりました。

海外市場では、中国でのエレベータ新設工事の増加に加えて、香港で新設工事とアフターマーケット事業がともに増加し、東アジアでの受注が大きく増加しました。南アジアは、シンガポールではモダン化工場の工事、インドでは新設工事の受注がそれぞれ減少しました。北米・欧州では、米国のエレベータ新設工事やアフターマーケット事業の伸長、英国でのエレベータ新設工事の増加により、受注は増加しました。

以上の結果、国内受注高723億25百万円（前期比2.8%減）、海外受注高1,139億94百万円（同9.0%増）となり、受注高合計は1,863億20百万円（同4.1%増）となりました。なお、海外受注高は為替変動による影響を除くと、実質13.0%増となっています。

売上高は、国内売上高725億19百万円（前期比5.0%増）、海外売上高1,087億12百万円（同6.9%増）となり、合計で1,812億32百万円（同6.1%増）となりました。なお、海外売上高は為替変動による影響を除くと、実質10.9%増となっています。

受注残高は、国内受注残高657億23百万円（前連結会計年度末比0.2%減）、海外受注残高1,420億93百万円（同0.2%減）となり、合計で2,078億17百万円（同0.2%減）となりました。

なお、海外受注残高は為替変動による影響を除くと、実質3.8%増となっています。

損益面では、営業利益は日本の減少に対し、東アジアの増加により、133億75百万円（前期比29.7%増）、経常利益は、146億82百万円（同23.2%増）となりました。税金等調整前当期純利益は、関係会社株式および関係会社出資金評価損の計上などで、144億93百万円（同15.7%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、99億16百万円（同7.6%増）となりました。

商品開発では、日本国内向けの標準型エレベータ「エクシオール」をフルモデルチェンジし、2020年4月1日から販売を開始しました。新しい「エクシオール」では、エレベータに対するニーズがますます多様化していることを背景に、ご要望の多かった機能・性能・デザインを取り入れています。業界初となる「エレベータ専用クーラー」の標準装備、「定格速度分速120m」のラインアップ化、視認性を向上させる「8.4インチ大型液晶モニター」などの新機能により、さらなる“安全・安心”と心地よい移動空間を提供します。また、新型コロナウイルス感染症の流行等で衛生意識が高まるなか、手をかざすことでエレベータを操作できる「非接触呼び登録」や「抗菌ボタン」などエレベータを清潔に利用いただくための機能をラインアップしました。

モダニゼーション事業でも、新「エクシオール」の機能を取り入れた商品を開発し、ラインアップを拡充していきます。

企業集団の部門別、受注・売上高状況

(受注高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第73期） (2019年4月から 2020年3月まで)	前連結会計年度（第72期） (2018年4月から 2019年3月まで)
昇降機・電気輸送機事業	186,320	179,007

(売上高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第73期） (2019年4月から 2020年3月まで)	前連結会計年度（第72期） (2018年4月から 2019年3月まで)
昇降機・電気輸送機事業	181,232	170,759

(受注残高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第73期） (2020年3月末現在)	前連結会計年度（第72期） (2019年3月末現在)
昇降機・電気輸送機事業	207,817	208,183

(注) 当社は、単一の「昇降機・電気輸送機事業」を構成し、複数の事業に区分していません。

企業集団の国内・海外別、受注・売上高状況

(受注高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 (第73期)		前連結会計年度 (第72期)	
	(2019年4月から 2020年3月まで)	構 成 比	(2018年4月から 2019年3月まで)	構 成 比
国 内	72,325	38.8%	74,408	41.6%
海 外	113,994	61.2	104,599	58.4
合 計	186,320	100.0	179,007	100.0

(売上高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 (第73期)		前連結会計年度 (第72期)	
	(2019年4月から 2020年3月まで)	構 成 比	(2018年4月から 2019年3月まで)	構 成 比
国 内	72,519	40.0%	69,050	40.4%
海 外	108,712	60.0	101,708	59.6
合 計	181,232	100.0	170,759	100.0

(受注残高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 (第73期)		前連結会計年度 (第72期)	
	(2020年3月末現在)	構 成 比	(2019年3月末現在)	構 成 比
国 内	65,723	31.6%	65,856	31.6%
海 外	142,093	68.4	142,327	68.4
合 計	207,817	100.0	208,183	100.0

(主な受注物件)

所在地	納入先	概要
中国・北京市	北京地下鉄 19号線一期	北京市の地下鉄駅向けエスカレータ73台
中国・浙江省	禧瑞江南府	杭州市の大規模住宅施設向けエレベータ165台
中国・四川省	攀枝花銀泰城	攀枝花市の大型商業施設向けエレベータ・エスカレータ 計58台
台湾・台北市	富邦信義A25總部	台湾で6番目の高さとなる超高層ビル向けエレベータ・エスカレータ 計33台
インドネシア・ジャカルタ首都特別州	メナラ・ジャカルタ	住宅施設・ホテル・オフィスから成る6棟の高層ビル向けエレベータ・エスカレータ 計59台
米国・ニューヨーク州	425レキシントン・アベニュー	マンハッタンのオフィスビルの既設エレベータ14台の更新工事
兵庫県・姫路市	県立はりま姫路総合医療センター (仮称)	医療施設向けエレベータ・エスカレータ 計25台
佐賀県、長崎県	九州新幹線 (西九州ルート) 武雄温泉駅、嬉野温泉駅 (仮称)、 新大村駅 (仮称)、諫早駅、長崎駅	2022年開業予定の新幹線の駅舎向けエレベータ・エスカレータ 計33台
鹿児島市	千日町1・4番街区 第一種市街地再開発事業	天文館の商業施設・ホテル等から成る複合施設向けエレベータ14台

(主な完成物件)

所在地	納入先	概要
中国・広東省	深圳技術大学	大学校舎向けエレベータ55台を納入
中国・福建省	泉州市公共文化中心	泉州市の博物館・劇場・文化施設から成る複合施設向けエレベータ52台を納入
香港	ウエスト・カオロン・ガバメント・オフィス	奧運駅近くの二層から成る政府機関向けエレベータ・エスカレータ 計29台を納入
マレーシア・セランゴール州	トロピカーナ・ガーデンズ・ショッピング・モール	プタリン・ジャヤ市の大型商業施設向けエレベータ・オートウォーク 計75台を納入
スリランカ・西部州	ロータス・タワー	南アジアで最も高い建造物となる電波塔向けエレベータ・エスカレータ 計14台を納入
アルゼンチン・ブエノスアイレス	セントロ・エンプレサリアル・リベレイター・タワー	ヌニェス地区のオフィスビル向けエレベータ27台を納入
東京都	WATERS takeshiba (ウォーターズ竹芝)	竹芝エリアのホテル・オフィス・商業施設から成る複合施設向けエレベータ・エスカレータ 計11台を納入
熊本市	SAKURA MACHI Kumamoto	市中心部の桜町の商業施設・ホテル等から成る複合施設向けエレベータ・エスカレータ 計23台を納入

②企業集団の所在地別セグメント情報

当連結会計年度の所在地別セグメントの業績は、次のとおりです。

当連結会計年度より、従来の報告セグメント「北米」と「欧州」は、「欧州」の量的な重要性が乏しくなったため、「北米・欧州」に集約して記載する方法に変更しています。なお、以下は、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しています。

(単位：百万円)

	売 上 高			営業利益または営業損失		
	当連結会計年度	前連結会計年度	前期比 (%)	当連結会計年度	前連結会計年度	増 減 額
日 本	74,751	72,485	3.1	4,891	5,206	△314
東 ア ジ ア	74,748	69,308	7.8	5,297	2,269	3,027
南 ア ジ ア	16,379	16,572	△1.2	2,135	1,851	283
北米・欧州	25,443	24,045	5.8	1,045	893	152
小 計	191,323	182,411	4.9	13,370	10,220	3,149
調 整 額	△10,091	△11,652	—	5	92	△87
合 計	181,232	170,759	6.1	13,375	10,313	3,061

(日 本)

売上高は、新設事業、アフターマーケット事業ともに順調に増加し、747億51百万円(前期比3.1%増)となりました。営業利益は、アフターマーケット事業は堅調に推移しましたが、新設事業では、物流費や人件費などが増加し、48億91百万円(同3億14百万円減)となりました。

(東アジア)

売上高は、中国のエレベータ新設工事が増加したことにより、747億48百万円(前期比7.8%増)となりました。営業利益は、中国の売上高増加や原価低減、韓国での輸出採算の改善により、52億97百万円(同30億27百万円増)となりました。なお、為替変動による影響を除いた売上高は、実質13.1%増となりました。

(南アジア)

売上高は、インドでの増加に対し、シンガポール、マレーシアのエレベータ新設工事が減少し、163億79百万円(前期比1.2%減)となりました。営業利益は、シンガポールのエレベータ新設工事の採算改善などで、21億35百万円(同2億83百万円増)となりました。なお、為替変動による影響を除いた売上高は実質1.5%増となりました。

(北米・欧州)

売上高は、米国のモダンゼーションなどアフターマーケット事業の増加、カナダのエレベータ新設工事の増加により、254億43百万円(前期比5.8%増)となりました。営業利益は、米国およびカナダでの売上高の増加により、10億45百万円(同1億52百万円増)となりました。なお、為替変動による影響を除いた売上高は、実質7.5%増となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において、総額33億21百万円の設備投資を実施しました。このうち、当社において22億24百万円の設備投資を実施し、また、連結子会社では10億96百万円の設備投資を行いました。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、2019年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画“**Innovation, Quality & Speed**”をスタートしました。中期経営計画では、グローバルで、お客さまの信頼に応える安全・安心な商品を提供し、持続的成長と企業価値向上を目指します。具体的な行動ビジョンは次の4つです。

- 地域戦略 : グローバル標準機種種の拡販と収益の向上
- 商品・技術戦略 : 企業成長と企業価値を高める技術基盤の強化
- オペレーション戦略 : 顧客ニーズの変化・スピードに対応したプロセス革新
- コーポレート戦略 : 経営品質の向上、SDGsへの取り組み

地域戦略では、日本は、新設事業において市場価値の高い新設物件の受注により、ブランド力の更なる向上を図ります。また新標準型エレベータの販売を開始します。モダンゼーション事業においては、持続的成長を維持し、保守事業においては、デジタル化によるメンテナンスの高度化により、収益力を強化します。東アジアは、中国においては、価格競争力の更なる強化により、新設事業の拡大と利益率改善を両立します。香港、台湾、韓国はモダンゼーション事業を中心としたアフターマーケットに注力します。南アジアは、アセアン地域ならびにインド、メコン川流域に経営資源を引き続き投入し、インドを軸とした域内サプライチェーンの整備、商品供給体制の強化により成長を持続します。またインドにおいては域内強化を図りながら輸出を拡大します。シンガポールにおいては人材研修機能を充実させ、サービス品質を更に向上します。北米・欧州は、北米においては新設・モダンゼーション事業の規模を拡大し、保守事業は基盤強化で利益率の改善を図ります。欧州においては、新設・モダンゼーション事業に注力し、収益基盤を構築します。

商品・技術戦略では、グローバル標準機種において、地域ニーズに対応した仕様の最適化を進めて市場競争力を高めます。またオーダー機種においても、乗り心地・デザイン・安全安心などの付加価値を高める新技術の開発・商品展開を進めると同時に、基本設計を見直し価格競争力を高めます。アフターマーケットの成長を支えるモダンゼーション事業においては、商品メニューの拡充・高度化に取り組みます。保守事業では、デジタル化時代に対応した予防保全・ツール・遠隔監視サービス等の機能向上を加速させて、サービスの付加価値を高めます。

オペレーション戦略では、顧客ニーズの変化・スピードに対応すべく生産技術力を強化し、自動化・省人化によるものづくり改革を進めて、高能率な生産プロセスの構築を実現します。グローバル標準機種種の拡販に対応すべく、設計・生産・据付のキャパシティを拡大し、物流改善も推進することで、グループ最適な生産・物流体制の構築を目指します。

コーポレート戦略では、コーポレートガバナンス方針に基づき、ステークホルダーに対する透明性の確保、ガバナンス体制の強化等を図り、経営品質の向上を図ります。またSDGsにも取り組み、事業戦略の遂行による社会課題の解決に繋がります。経営資源の適正配分に向けて、経営資源を、内部成長として設備投資、人材開発投資に振り向け、外部成長として

M&Aの機会に振り向けます。また、企業基盤の長期的安定を図るための内部留保と株主への利益還元へ配慮します。ITはデジタル化推進を図りビジネスプロセスの革新を目指します。営業/設計/生産/据付の各業務システムの連携・統合・自動化、デジタル活用によるサービスの自動化・QCD最適化実現により、「顧客」と「製品」と「サービス」が繋がる世界の創造を図ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	年 度	第70期	第71期	第72期	第73期
		(2016年4月から 2017年3月まで)	(2017年4月から 2018年3月まで)	(2018年4月から 2019年3月まで)	(当連結会計年度 (2019年4月から 2020年3月まで)
受 注 高 (百万円)		174,966	182,023	179,007	186,320
売 上 高 (百万円)		167,442	168,795	170,759	181,232
経 常 利 益 (百万円)		13,110	11,911	11,922	14,682
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)		8,564	8,857	9,220	9,916
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		106.35	109.82	114.14	122.46
総 資 産 (百万円)		173,007	182,503	184,690	193,581
純 資 産 (百万円)		103,847	111,822	113,923	118,714
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)		1,148.36	1,243.46	1,271.28	1,318.59

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により算出しています。また、期中平均株式数については、自己株式数を控除した株式数を用いています。なお、自己株式数には従業員持株会支援信託E S O Pとして保有する株式を含めています。

2. 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりです。

第70期…売上高は国内売上高が前期比4.0%の増加に対し、海外売上高が同10.4%減少した結果、前期に比べ5.5%の減収となりました。

利益面につきましては、日本、北米および南アジアでの増益に対し、東アジアでの減益、金融収支の減少により、前期に比べ減益となりました。

第71期…売上高は国内売上高が前期比3.4%の増加に対し、海外売上高が同0.8%減少した結果、前期に比べ0.8%の増収となりました。

利益面につきましては、東アジアでの減益により、前期に比べ減益となりました。

第72期…売上高は国内売上高が前期比6.3%の増加に対し、海外売上高が同2.1%減少した結果、前期に比べ1.2%の増収となりました。

利益面につきましては、日本での減益により、前期に比べ微増にとどまりました。

第73期…前記の「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
フジテック アメリカ INC.	15,000千米ドル	100.00%	昇降機等の製造、販売、据付、保守、修理
フジテック カナダ INC.	18,000千カナダドル	100.00%	昇降機等の販売、据付、保守、修理
フジテック (HK) CO., LTD.	24,300千ホンコンドル	100.00%	昇降機等の製造、販売、据付、保守、修理
華昇富士達電梯有限公司	500,000千人民元	60.00%	〃
上海華昇富士達扶梯有限公司	119,443千人民元	60.00%	〃
富士達電梯配件（上海）有限公司	389,124千人民元	100.00%	昇降機等の機器の製造
富士達股份有限公司	210,000千ニュージーランドドル	73.33%	昇降機等の製造、販売、据付、保守、修理
フジテック コリア CO., LTD.	27,220,000千ウォン	100.00%	〃
フジテック シンガポール CORPN. LTD.	5,290千シンガポールドル	83.83%	昇降機等の販売、据付、保守、修理
フジテック インディア PRIVATE LTD.	2,630,200千インドルピー	96.23% (19.57%)	昇降機等の製造、販売、据付、保守、修理
フジテック UK LTD.	12,516千スターリングポンド	100.00%	昇降機等の販売、据付、保守、修理

(注) 「当社の出資比率」の欄の()内は間接所有割合を内書きで記載しています。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社および関係会社34社（うち、連結子会社18社）により構成され、エレベータ、エスカレータならびに動く歩道の専門メーカーとして製造、販売、据付、保守、修理の一貫した事業をグローバルに展開しています。

日本国内では当社が2つの生産拠点を有し、また、グローバル市場ではグループ法人等が北米、東アジア、南アジアに8の生産拠点を有し、エレベータ、エスカレータ等を生産しています。また、日本および海外全グループ法人等の営業拠点において、これら製品の販売、据付、保守、修理の事業活動を営んでいます。

(7) 主要な営業所および工場

当 社	本 社	滋賀県彦根市宮田町591番地1
	東 京 本 社	東京都港区白金一丁目17番3号
	営 業 拠 点	首都圏統括本部（東京都港区） 近畿統括本部（大阪府茨木市） 北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、北信越支店（新潟市）、北関東支店（さいたま市）、東関東支店（千葉市）、横浜支店（横浜市）、静岡支店（静岡市）、名古屋支店（名古屋市）、京滋支店（京都市）、神戸支店（神戸市）、広島支店（広島市）、四国支店（高松市）、九州支店（福岡市）、沖縄支店（那覇市） 他全国営業所・サービスセンター、セーフネットセンター
	生 産 拠 点	ビッグウィング製作所（滋賀県彦根市） ビッグステップ製作所（兵庫県豊岡市）
	研究開発拠点等	商品開発センター（滋賀県彦根市） 人材開発センター（大阪府茨木市）
子 会 社	海外生産拠点	フジテック アメリカ INC. (米国) フジテック インディア PRIVATE LTD. (インド) フジテック (HK) CO., LTD. (香港) 富士達股份有限公司 (台湾) フジテック コリア CO., LTD. (韓国) 華昇富士達電梯有限公司 (中国) 上海華昇富士達扶梯有限公司 (中国) 富士達電梯配件 (上海) 有限公司 (中国)
	海外営業拠点	フジテック シンガポール CORPN. LTD. (シンガポール) フジテック カナダ INC. (カナダ) フジテック UK LTD. (英国) 他18拠点
	研究開発拠点	上海富士達電梯研発有限公司 (中国)

(注) 当社は、2020年4月1日付で新潟営業所を新たに開設し、北陸営業所（金沢市）を北信越支店に名称変更しました。

(8) 従業員の状況

①企業集団の状況

従業員数	前期末比
10,292名	187名増

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。

②当社の状況

従業員数	前期末比	平均年令	平均勤続年数
3,040名	58名増	40.9才	18.2年

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	1,395百万円
株式会社みずほ銀行	1,358百万円

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数…………… 300,000,000株
 (2) 発行済株式の総数（自己株式8,985,121株を除く） …… 81,081,879株
 (3) 株主数…………… 3,710名
 (4) 大株主（上位10位）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株式会社ウチヤマ・インターナショナル	5,043	6.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,395	5.42
株式会社りそな銀行	4,051	5.00
チエス ノミニズ リジャステック トリーティー クライアント アカウント ジェネラル	3,427	4.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	3,191	3.94
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	2,871	3.54
エイブイアイ グローバル トラスト ピーエルシー	2,000	2.47
株式会社みずほ銀行	1,989	2.45
エムエルアイ フォークライアントジェネラル オムニノンコラテラルノントリーピーピー	1,712	2.11
ジェーピー モルガン バンク ルクセンブルグ エスエイ 380578	1,711	2.11

- (注) 1. 当社は、自己株式8,985,121株を保有していますが、上記大株主から除いています。また、上表の「持株比率」は、自己株式を除く発行済株式の総数に対する持株数の割合を記載しています。
 2. 次のとおり金融商品取引法に基づく大量保有（変更）報告書の提出による株式保有の報告がなされていますが、当期末現在における実質所有株式数を確認することができないため、上表に記載していません。

保 有 者	保有株券等の数 および保有割合	報 告 日
ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社	5,825千株 6.21%	2018年4月20日
三井住友信託銀行株式会社	5,297千株 5.88%	2018年12月21日
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,783千株 5.10%	2018年4月16日
インベスコ アドバイザーズ インク	3,358千株 3.73%	2020年4月6日

3. 新株予約権等に関する事項

職務執行の対価として当社役員に交付された当事業年度末日における新株予約権等の内容の概要

名称 (発行決議の日)	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類および数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	新株予約権 の行使期間	新株予約権の 主な行使条件	保有人数 当社取締役 (社外取締役 を除く)
第1回新株予約権 (2013.11.8)	21個	当社普通株式 21,000株	1株当たり 1,016円	1株当たり 1円	2013.11.26 ～ 2043.11.25	(注)	2名
第2回新株予約権 (2014.8.7)	14個	当社普通株式 14,000株	1株当たり 815円	1株当たり 1円	2014.8.26 ～ 2044.8.25	(注)	2名
第3回新株予約権 (2015.8.7)	4個	当社普通株式 4,000株	1株当たり 696円	1株当たり 1円	2015.8.26 ～ 2045.8.25	(注)	2名

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から7年間に限り、新株予約権を行使することができます。
2. その他権利行使の条件および細目については、新株予約権割当契約に定めるところによります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	内 山 高 一	グローバル事業本部長兼国内事業本部長兼北米担当兼東アジア担当
取 締 役	岡 田 隆 夫	株式会社ウチヤマ・インターナショナル 代表取締役社長 グローバル事業本部副事業本部長兼グローバルオペレーション本部長兼中国担当兼国内事業本部副事業本部長
取 締 役	加 藤 義 一	財務本部長
取 締 役	浅 野 隆 史	商品開発本部長兼上海富士達電梯研発有限公司総経理
取 締 役	佐 伯 照 道	北浜法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 岩井コスモホールディングス株式会社 社外取締役 ワタベウェディング株式会社 社外監査役
取 締 役	杉 田 伸 樹	立命館大学経済学部 教授
取 締 役	山 添 茂	丸紅株式会社 副会長 みずほキャピタルパートナーズ株式会社 社外監査役
取 締 役	遠 藤 邦 夫	上新電機株式会社 社外取締役
取 締 役	山 平 恵 子	
常 勤 監 査 役	井 上 治 男	
常 勤 監 査 役	石 川 賢 一	
監 査 役	池 田 辰 夫	北浜法律事務所 オブカウンセル
監 査 役	平 光 聡	税理士法人T A S 代表社員 株式会社あらた 社外監査役

- (注) 1. 取締役 佐伯照道、杉田伸樹、山添茂、遠藤邦夫、山平恵子の各氏は、会社法に定める社外取締役であり、また、監査役 石川賢一、池田辰夫、平光聡の各氏は、会社法に定める社外監査役であります。なお、佐伯照道、杉田伸樹、山添茂、遠藤邦夫、山平恵子、石川賢一、池田辰夫、平光聡の各氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員（※）として指定し、同取引所に届け出ています。
2. 当事業年度における異動は、次のとおりです。
 (就任) 取締役 遠藤邦夫、山平恵子の両氏は、2019年6月21日開催の第72期定時株主総会において選任され、就任しました。
 監査役 平光聡氏は、2019年6月21日開催の第72期定時株主総会において選任され、就任しました。
 (退任) 監査役 中野正信氏は、2019年6月21日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
3. 取締役 佐伯照道氏は、北浜法律事務所・外国法共同事業のパートナー弁護士であり、当社は同事務所に個別事案の法律事務等を委託していますが、当社第73期事業年度における同事務所に対する支払報酬の総額は1百万円であります。また、同氏は、ワタベウェディング株式会社の社外監査役であり、同社の重要な子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および不動産賃貸借の取引関係があり、当社第73期事業年度における同社の重要な子会社向け売上高は7百万円であり、同社の重要な子会社向け支払高は1百万円未満であります。
4. 取締役 杉田伸樹氏は、学校法人立命館が運営する立命館大学の教授であり、同法人が単独で出資す

る事業会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注の取引関係があり、当社第73期事業年度における同社向け売上高は3百万円であります。

5. 取締役 山添茂氏は、丸紅株式会社の副会長であり、同社の重要な子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および不動産賃貸借等の取引関係があり、当社第73期事業年度における同社の重要な子会社向け売上高は3百万円であり、同社の重要な子会社向け支払高は71百万円であります。
6. 取締役 遠藤邦夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
7. 取締役 山平恵子氏は、上新電機株式会社の社外取締役であり、当社は同社の株式24千株を所有しています。また、同社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および事務用品購入等の取引関係があり、当社第73期事業年度における同社向け売上高は112百万円であり、同社向け支払高は1百万円未満であります。
8. 監査役 石川賢一氏は、同氏が勤務されていた株式会社りそな銀行を2014年6月23日に退任されていますが、同行は当社株式4,051千株を所有し、当社は同行の親会社である株式会社りそなホールディングス株式258千株を所有しています。また、同行および同ホールディングスの重要な子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および借入の取引関係があり、当社第73期事業年度における同行および同ホールディングスの重要な子会社向け売上高は17百万円であり、同事業年度末における同行からの借入残高は1,395百万円であります。
9. 監査役 池田辰夫氏は、北浜法律事務所のオブカウンセルであり、当社は同事務所に個別事案の法律事務等を委託していますが、当社第73期事業年度における同事務所に対する支払報酬の総額は1百万円であります。
10. 監査役 平光聡氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
11. 監査役 井上治男氏は、長年にわたり当社執行役員としての経験を重ね、会計を含む企業経営全般における相当程度の知見を有しています。
12. 監査役 石川賢一氏は、長年にわたり金融機関の要職を歴任し、その経験により培われた財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
13. 監査役 池田辰夫氏は、法学教授および弁護士としての豊富な経験と見識を有し、企業法務に精通しており、財務および会計を含む企業経営全般に関する相当程度の知見を有しています。
14. 監査役 平光聡氏は、公認会計士および税理士の資格を有し、会計および税務に関する相当程度の知見を有しています。
15. 当事業年度末日後における取締役の担当および重要な兼職の異動

氏名	異動後	異動前	異動年月日
内山高一	グローバル事業本部長兼北米担当兼東アジア担当 株式会社ウチヤマ・インターナショナル 代表取締役社長	グローバル事業本部長兼国内事業本部長兼北米担当兼東アジア担当 株式会社ウチヤマ・インターナショナル 代表取締役社長	2020年4月1日
岡田隆夫	国内事業本部長兼グローバル事業本部副事業本部長兼グローバルオペレーション本部長兼中国担当	グローバル事業本部副事業本部長兼グローバルオペレーション本部長兼中国担当兼国内事業本部副事業本部長	
杉田伸樹	立命館大学経済学部 特別任用教授	立命館大学経済学部 教授	
山添茂	丸紅パワー&インフラシステムズ株式会社 会長 みずほキャピタルパートナーズ株式会社 社外監査役	丸紅株式会社 副会長 みずほキャピタルパートナーズ株式会社 社外監査役	

(※独立役員選任基準)

当社は、取締役会において独立役員に説明のうえ、その了解、推薦または同意をもって、次のいずれの事項にも該当しない人物を独立役員とし、あるいは、次の(b)から(h)までの事項のいずれかに該当する人物といえども、その人格、識見等に照らして独立役員にふさわしいと判断する理由があるときは、取締役会の決議をもって、その理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を独立役員とします。

- (a) 当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役員もしくは支配人その他の使用人（あるいは、過去10年間に同役職に就いていた者）
- (b) ①議決権所有割合10%以上の株主または当該株主が法人である場合には当該株主またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人（あるいは、過去最近5年間に同役職に就いていた者）
②当社が議決権所有割合10%以上の株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人
- (c) ①当社の取引において、当社の現事業年度の1年間当たり、当社の連結総売上高の2%以上の当社に対する支払いがある取引先（あるいは、当社の過去最近3事業年度の各1年間当たり、同等以上の当該支払いがあった相手先）
②当社または当社子会社との取引において、相手方の現事業年度の1年間当たり、当該相手先の連結総売上高の2%以上の当社または当社子会社からの支払いがある取引先（あるいは、当該相手先の過去最近3事業年度の各1年間当たり、同等以上の当該支払いがあった相手先）
③上記①または②の取引の相手方が会社である場合における当該会社またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人
- (d) 当社または当社の子会社から、過去3年間の平均で年間10百万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人その他の組織における業務執行に当たる理事、役員、社員または使用人
- (e) 当社または当社の子会社から常勤または非常勤の取締役を受け入れている会社またはその子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員
- (f) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人（あるいは、過去最近3年間に同役職に就いていた者）
- (g) ①当社または当社の子会社の会計監査人または会計参与である公認会計士、税理士、監査法人または税理士法人の社員、パートナーまたは従業員（あるいは、過去の最近3年間に、当該社員等であって監査業務を[補助的関与でなく]実際に担当していた者）
②上記①に該当しない弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社または当社の子会社から、過去最近3年間の平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者）
③上記①または②に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社またはその子会社から過去3年間の平均で、その総売上高の2%以上の支払いを受けたファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者
- (h) 上記(a)から(g)までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族、または、上記(a)から(g)までのいずれかに該当する者が配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族である者
- (i) 当社の一般株主全体との間で上記(a)から(h)までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

(2) 社外役員に関する事項**①重要な兼職先と当社との関係**

地 位	氏 名	兼 職 状 況
社外取締役	佐 伯 照 道	重要な兼職先と当社との関係につきましては、前記「(1) 取締役および監査役」に記載のとおりであります。
	杉 田 伸 樹	
	山 添 茂	
	山 平 恵 子	
社外監査役	池 田 辰 夫	
	平 光 聡	

②会社または会社の特定関係事業者との関係

当社の知る限り、社外役員は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者であるものを除く。）の配偶者およびその三親等以内の親族であったことはありません。

③当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	佐 伯 照 道	当事業年度中に開催の取締役会6回の全てに出席し、主に経営全般にわたり議案・審議等につき発言を適宜行っています。
	杉 田 伸 樹	当事業年度中に開催の取締役会6回の全てに出席し、主に経営全般にわたり議案・審議等につき発言を適宜行っています。
	山 添 茂	当事業年度中に開催の取締役会6回の全てに出席し、主に経営全般にわたり議案・審議等につき発言を適宜行っています。
	遠 藤 邦 夫	取締役就任後、当事業年度中に開催の取締役会4回の全てに出席し、主に経営全般にわたり議案・審議等につき発言を適宜行っています。
	山 平 恵 子	取締役就任後、当事業年度中に開催の取締役会4回の全てに出席し、主に経営全般にわたり議案・審議等につき発言を適宜行っています。
社外監査役	石 川 賢 一	当事業年度中に開催の取締役会6回および監査役会8回の全てに出席し、財務、会計に関する経験と知識に基づき積極的に発言を行っています。
	池 田 辰 夫	当事業年度中に開催の取締役会6回および監査役会8回の全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から積極的に発言を行っています。
	平 光 聡	監査役就任後、当事業年度中に開催の取締役会4回および監査役会6回の全てに出席し、公認会計士および税理士としての専門的な見地から積極的に発言を行っています。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

① 取締役の報酬等の額およびその算定方法の決定に関する方針

(業績連動報酬に係る指標および当該指標の選択理由、業績連動報酬の額の決定方法)

取締役（社外取締役を除く。）の報酬等については、業績向上と拡大に向けた取締役の経営意識の徹底と業務遂行意欲の向上を促すために業績連動型の報酬体系を採用し、短・中期的な業績向上意欲を高めるために、各事業年度の営業利益を指標とし、その達成度に応じて前事業年度の額を加減算して賞与の支給総額を算定します。また、持続的な業績向上意欲を高めるために、株式報酬としてストックオプションの発行を行うこととし、各事業年度の営業利益の目標を超える業績に達した場合にあっては、その達成度に応じて、発行価額の総額を算定します。

2014年3月期乃至2020年3月期（当事業年度）の各事業年度の営業利益の目標および実績、ならびに、業績連動型報酬の対象となる取締役の員数および報酬等の総額は、下表のとおりです。

営業利益（百万円）				業績連動型報酬の対象となる取締役の員数（名）		業績連動型報酬の対象となる取締役の報酬等の総額（百万円）			
事業年度	目標	実績	達成度	事業年度	員数	基本報酬	賞与	ストックオプション	計
2018年度 (第72期)	5,800	5,206	89.8%	2019年度 (第73期)	4	163	67	—	231
2017年度 (第71期)	5,700	5,728	100.5%	2018年度 (第72期)	4	156	67	—	224
2016年度 (第70期)	5,200	5,445	104.7%	2017年度 (第71期)	5	144	67	—	212
2015年度 (第69期)	5,400	5,199	96.3%	2016年度 (第70期)	4	130	73	—	204
2014年度 (第68期)	4,800	5,149	107.3%	2015年度 (第69期)	4	142	81	4	229
2013年度 (第67期)	3,600	4,605	127.9%	2014年度 (第68期)	4	142	73	19	235
2012年度 (第66期)	2,500	3,447	137.9%	2013年度 (第67期)	4	145	55	36	236

なお、個別の取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬および（業績連動型報酬の対象となる）賞与については、国内外事業ほか担当業務、その貢献度等に応じて、前事業年度の基本報酬および賞与の額を加減算して配分することとし、また、社外取締役にあっては、他社例等を参酌して定める額に、経験、知見、活動状況等を勘案してその額を決定します。また、取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬について、その一定額を役員持株会に拠出することとしています（*）。

（* 業績連動報酬とそれ以外の報酬の支給割合の決定方針、役員報酬等の額・算定方法の決定に関する役職ごとの方針を定めているものではありません。）

(取締役の報酬等の額・算定方法の決定に関する方針の決定権限者の氏名・名称、その権限の内容・裁量の範囲)

取締役報酬等の額・算定方法の決定については、取締役会で審議のうえ、これらの決定方針を決定します(※)。なお、個別の取締役の報酬等の額については、当該取締役会の決議により、代表取締役社長 内山高一に対し、株主総会の決議による報酬等の年額以内で、かつ、取締役会の決定した方針に沿って、これを決定するよう委任しています。

②監査役の報酬等の額およびその算定方法の決定に関する方針、ならびに、その決定権限者の氏名・名称および権限の内容・裁量の範囲

監査役の報酬等については、株主総会の決議による報酬等の年額以内で、監査役の協議をもって、常勤・非常勤の別、監査業務の分担等の状況等に応じてその額を算出、決定しています。

※ 役員報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

上記①および②に掲げる事項のほか役員の報酬等の額・算定方法の決定に関し、社外役員の適切な助言、関与が得られるよう、取締役の報酬等にあつては社外取締役の全員が出席する取締役会において審議のうえ決定し、また、監査役の報酬等にあつては社外監査役の全員が出席する監査役会において監査役の協議をもって決定しています。直近では、2019年6月21日開催の取締役会および監査役会において、これらの審議および協議が行われ、上記①および②のとおり決定しました(※)。

なお、役員報酬等の額・算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会はありません。

(※ 当該取締役会に出席する取締役9名のうち5名(過半数)は社外取締役であり、また、当該監査役会に出席する監査役4名のうち3名(過半数)は社外監査役であります。なお、社外取締役および社外監査役の各氏は当社「独立役員選任基準」による独立役員であります。)

③当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	基本報酬	賞 与	ストックオプション	合 計
	名	百万円	百万円	百万円	百万円
取 締 役 (うち社外取締役)	9 (5)	183 (20)	88 (21)	— (—)	272 (41)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (4)	39 (24)	— (—)	— (—)	39 (24)
合 計	14	222	88	—	311

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでいません。
2. 監査役の支給人員および基本報酬には、2019年6月21日開催の第72期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名および当該監査役に対して支給した基本報酬の額を含みます。
3. 取締役および監査役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第60期定時株主総会において取締役、年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）監査役、年額60百万円以内と決議されています。
4. 取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）は、2013年6月25日開催の第66期定時株主総会において年額100百万円以内で発行することにつき決議されていますが、当事業年度における当該新株予約権の発行はありません。
5. 当社は、2007年6月27日開催の第60期定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しています。
6. 賞与の額は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額です。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の額	30百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人及び社内関係部署より必要な資料の提出、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の相当性、報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法における監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しています。
3. 当社の重要な子会社であるフジテック (HK) CO., LTD.他10社は、当社の会計監査人以外の公認会計士 (または監査法人) の監査を受けています。
4. 当社連結子会社であるフジテック シンガポール CORPN. LTD.の子会社3社およびフジテック コリア CO., LTD.は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているグラント・ソントンに対して、監査証明業務に基づく報酬8百万円、非監査業務に基づく報酬0百万円を支払っています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当したときは、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は1948年に創業以来、エレベータ、エスカレータ、動く歩道の専門メーカーとして、生産、販売、保守の一貫した事業をグローバルに展開しています。

当社グループは世界24の国と地域に10の生産拠点と多数の販売拠点を有し、連結経営時代に即応した全体最適を追求する業務執行体制によって、グローバルな相互連携を図りながら、地域に根ざした経営を展開しています。また、グループ全体として、世界市場の多様なニーズに対応した商品の開発を進める一方、各拠点でコスト、品質面で有利な部品等を相互に供給しあうグローバル生産・調達体制を推進して、商品力の強化に努めています。

「人と技術と商品を大切にして、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の国々で世界の人々とともに創ります」という経営理念の下、持続的な成長と収益によって株主、顧客、ユーザー、取引先、地域住民並びに社員等当社グループすべてのステークホルダーの満足を追求し、高度な研究開発力、生産技術、フィールド技術力を養成し、信頼される高品質な商品を納入するとともに、トータルライフを通じて商品を維持し、グローバルな事業活動によって、世界の国々の産業振興と経済発展に貢献し、世界の人々と文明、文化を相互理解し、共存共栄を図っていくことを目指しています。この理念を、当社グループ一丸となって実現することこそが当社の企業価値の源泉であり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えています。

したがって、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

(2) 基本方針実現に資する特別な取り組みの概要

① 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取り組みの概要

当社グループは、会社の支配に関する基本方針の実現を目指し、2016年4月から進めてきた中期経営計画（No Limits! Push Forward Together!）に続き、2019年4月から新しい中期経営計画（Innovation, Quality & Speed）をスタートさせました。

新中期経営計画では、

- ① 地域戦略 : グローバル標準機種 of 拡販と収益の向上
- ② 商品・技術戦略 : 企業成長と企業価値を高める技術基盤の強化
- ③ オペレーション戦略 : 顧客ニーズの変化・スピードに対応したプロセス革新
- ④ コーポレート戦略 : 経営品質の向上、SDGsへの取組み

という4つの行動ビジョンを掲げ、グローバルで、お客さまの信頼に応える安全・安心な商品を提供し、持続的な成長と企業価値向上を目指します。

② 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は2019年6月21日開催の第72期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を更新しています。(以下、更新後プランを「本プラン」といいます。)

本プランの主要な変更内容は、以下のとおりです。

- ①「会社支配に関する基本方針について」および「当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて」のうちの事業分野に関する記述に関し、現状に則した内容に変更しました。
- ②本プランの発動是非について、原則的に株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することにしました。
- ③本プランの発動事由を限定および明確化しました。
- ④独立委員会の委員を変更しました。

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)に対し、(i)事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii)当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、(iii)当社取締役会が株主の皆様にご当社経営陣の計画や代替案等を提示するなど、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、大規模買付者およびその特定株主グループに対し、本プランに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請するものです。

大規模買付者が本プランに定められた手続きに従わない場合や当社株券等の大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合などで、本プラン所定の発動要件を満たすときには、当社は、対抗措置として新株予約権無償割当てを行います。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外取締役、社外監査役または社外の有識者(会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、かかる独立委員会の客観的な判断を経るものとしています。

また当社取締役会は、これに加えて、原則的に、株主意思確認総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様のご意思を確認いたします。こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしています。

なお、詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト

https://www.fujitec.co.jp/common/fjhp/doc/top/document/irnews/5185/190510_当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について.pdfに掲載しています。

(3) 具体的な取り組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社では、本更新にあたって、以下の理由から、本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えています。

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、2008年6月30日付の企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行ったりすることなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

本プランによって、当社株主および投資家の皆様は、適切な投資判断を行うことができますので、本プランが株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

③株主意思を重視するものであること

本更新は、当社の本定時株主総会において、本プランに係る委任決議がなされることによりなされるものです。

また、当社取締役会は、原則的に、本プランの発動について株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付され、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長およびその内容には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっています。

④独立委員会の設置による当社取締役会判断の客観性および合理性の担保

当社は、対抗措置発動等の運用に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役3名により構成されます。なお、独立委員会の規定の概要については以下のとおりです。

独立委員会の規定の概要

- ・独立委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公平で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外の有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して、当社取締役会に対し勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・独立委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

当社取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重しなければならないこととされ、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

⑤合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定され、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥当社取締役の任期の短縮

当社は、既に株主総会におけるご承認を得て、取締役の任期を1年に短縮しています。したがって、株主の皆様は、毎年を取締役の選任を通じて、本プランにつき、そのご意向を反映できるようになっています。

⑦デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされ、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表

2020年3月31日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	140,884	流 動 負 債	70,083
現金及び預金	57,024	支払手形及び買掛金	14,938
受取手形及び売掛金	61,626	電子記録債務	5,373
商品及び製品	5,571	短期借入金	3,990
仕掛品	5,457	1年内返済予定の長期借入金	217
原材料及び貯蔵品	8,291	未払法人税等	2,178
その他	5,053	賞与引当金	3,124
貸倒引当金	△2,142	役員賞与引当金	88
		工事損失引当金	5,206
		完成工事補償引当金	1,164
		前受金	23,417
		その他	10,383
固 定 資 産	52,697	固 定 負 債	4,783
有形固定資産	34,188	繰延税金負債	55
建物及び構築物	19,758	退職給付に係る負債	4,076
機械装置及び運搬具	3,403	資産除去債務	23
工具、器具及び備品	2,232	長期未払金	180
土地	6,909	その他	447
リース資産	694		
建設仮勘定	1,190	負 債 合 計	74,866
		純 資 産 の 部	
無形固定資産	3,640	株 主 資 本	119,059
のれん	115	資本金	12,533
その他	3,524	資本剰余金	14,571
		利益剰余金	102,355
		自己株式	△10,401
投資その他の資産	14,868	その他の包括利益累計額	△12,145
投資有価証券	7,172	その他有価証券評価差額金	1,194
長期貸付金	1	繰延ヘッジ損益	△16
繰延税金資産	4,705	為替換算調整勘定	△11,935
その他	3,102	退職給付に係る調整累計額	△1,387
貸倒引当金	△112	新株予約権	40
		非支配株主持分	11,760
		純 資 産 合 計	118,714
資 産 合 計	193,581	負債・純資産合計	193,581

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		181,232
売上原価		141,009
売上総利益		40,223
販売費及び一般管理費		26,847
営業利益		13,375
営業外収益		
受取利息	1,350	
受取配当金	187	
受取賃料	148	
雑収入	144	1,831
営業外費用		
支払利息	173	
為替差損	138	
訴訟関連費用	80	
雑損失	131	524
経常利益		14,682
特別利益		
固定資産売却益	190	
投資有価証券売却益	126	
補助金収入	52	369
特別損失		
固定資産売却損	7	
固定資産除却損	90	
関係会社株式評価損	439	
関係会社出資金評価損	21	558
税金等調整前当期純利益		14,493
法人税、住民税及び事業税	3,746	
法人税等調整額	△759	2,987
当期純利益		11,505
非支配株主に帰属する当期純利益		1,589
親会社株主に帰属する当期純利益		9,916

貸借対照表

2020年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	30,313	流動負債	22,654
現金及び預金	2,694	支払手形	255
受取掛手形	2,628	買掛金	2,037
売掛金	19,596	電子記録債権	5,373
商品及び製品	753	短期借入金	2,048
仕掛品	254	1年内返済予定の長期借入金	217
材料及び貯蔵品	2,702	未払金	3,533
前払費用	305	未払法人税等	287
短期貸付	1,176	未払消費税等	957
未収金	40	前払引当金	2,365
貸倒引当金	165	賞与引当金	347
	△2	役員賞与引当金	1,882
		工事損失引当金	88
固定資産	56,797	完成工事補償引当金	2,848
有形固定資産	23,766	固定負債	64
建物	12,691	長期借入金	3
構築物	302	長期未払金	343
機械及び装置	1,506	長期退職給付引当金	870
車両運搬具	3	退職資産の引当金	179
工具、器具及び備品	1,471	その他引当金	1,724
土地	6,703	負債合計	25,455
建物	4		
建設仮勘定	1,082	純資産の部	
		株主資本	60,420
無形固定資産	911	資本	12,533
ソフトウェア	502	資本剰余金	14,565
施設利用権	408	資本準備金	14,565
		利益剰余金	43,722
投資その他の資産	32,120	利益剰余金	1,337
投資有価証券	6,457	その他利益剰余金	42,385
関係会社出資	11,266	固定資産圧縮積立金	47
長期貸付	9,230	配当準備積立金	900
破産更生債権	871	研究開発積立金	800
長期前払費用	1	別途積立金	3,500
長期繰延税金	84	繰越利益剰余金	37,137
前払延税	923	自己株	△10,401
繰延税金	1,462	評価・換算差額等	1,194
繰延税金	1,384	その他有価証券評価差額金	1,194
繰延税金	165	新株予約権	40
繰延税金	386	純資産合計	61,655
繰延税金	△112	負債・純資産合計	87,110
資産合計	87,110		

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		74,751
売上原価		54,653
売上総利益		20,098
販売費及び一般管理費		15,206
営業利益		4,891
営業外収益		
受取利息	80	
受取配当金	2,932	
雑収入	112	3,125
営業外費用		
支払利息	48	
為替差損	67	
雑損失	35	
経常利益	26	177
特別利益		7,839
固定資産売却益	177	
投資有価証券売却益	126	
補助金収入	52	356
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	30	
関係会社株式評価損	439	
関係会社出資金評価損	21	492
税引前当期純利益		7,704
法人税、住民税及び事業税	1,458	
法人税等調整額	143	1,602
当期純利益		6,101

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

フジテック株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森内茂之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古田賢司 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジテック株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

フジテック株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森内茂之 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古田賢司 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジテック株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査役会は、代表取締役社長と会合をもち、監査上の課題に関する意見及び情報の交換を行うとともに、監査役、会計監査人、内部監査部門が出席する三様監査連絡会を定期的に開催し、それぞれの監査状況について報告と情報交換を行い、監査の環境整備に努めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。社外取締役との連携につきましては、定期的な情報交換会をはじめとした日頃の連携に向けた取り組みを行いました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、さらに、内部監査部門から主要な子会社に対する監査の実施状況及び結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。また、「会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」（会社法施行規則第118条第3号ロの各取組み）は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月8日

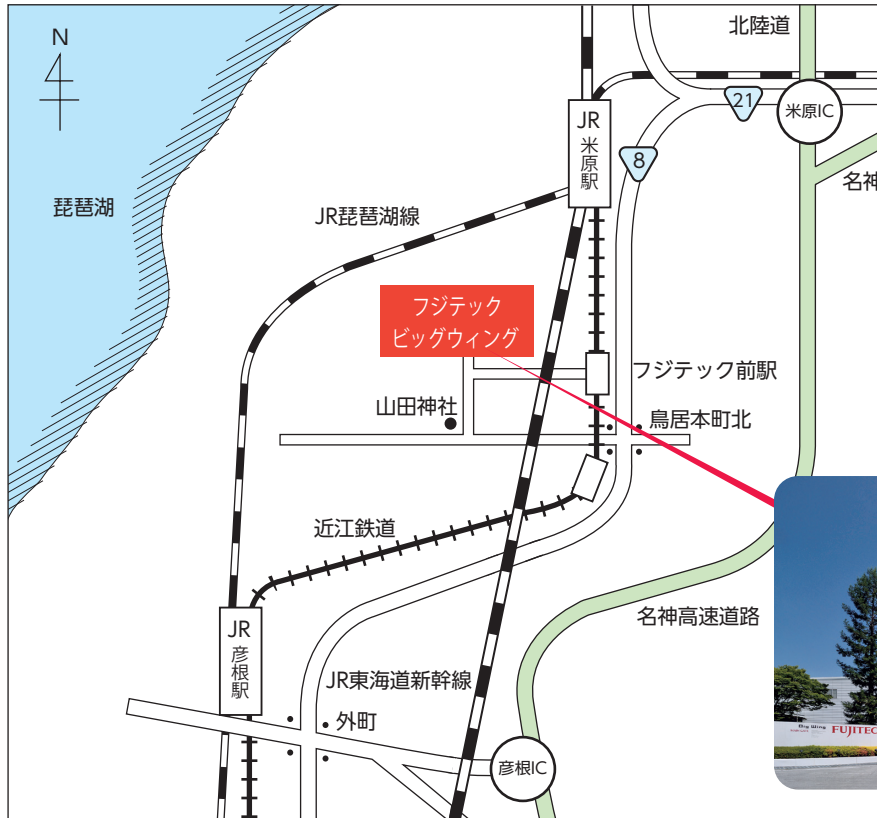
フジテック株式会社 監査役会

常勤監査役	井上治男	Ⓐ
常勤監査役（社外監査役）	石川賢一	Ⓐ
社外監査役	池田辰夫	Ⓐ
社外監査役	平光聡	Ⓐ

以上

株主総会会場ご案内図

開催場所 滋賀県彦根市宮田町 591 番地 1 当社 本店ビッグウイングホール



ビッグウイング

[送迎バスのご案内]

乗車場所 JR 米原駅東口 ロータリー

発車時刻 午前 9 時・午前 9 時 35 分

お帰りは、ビッグウイングから JR 米原駅
までお送りいたします。

[交通のご案内]

JR 東海道新幹線・米原駅下車 車で 10 分
JR 琵琶湖線・彦根駅下車 車で 15 分
近江鉄道・フジテック前駅下車 徒歩で 7 分
名神高速道路・彦根インターチェンジより
国道 8 号線経由 15 分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。